

## 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」改定について

### 主たる改定内容

下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正（2022年7月）を受け、日本製紙連合会の「適正取引の推進に向けた自主行動計画」の改定について、調査委員会にて検討し、改定案を作成した。主な改定内容は以下の通り。

#### 1. 価格交渉の促進

政府の実施する**価格交渉促進月間**の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に**遅滞なく応じる。**

#### 2. 支払条件の改善

##### ①約束手形の利用廃止

###### (A) 日本製紙連合会としての取り組み

日本製紙連合会は、約束手形の利用廃止に向け、**理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかける**ことにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

###### (B) 会員企業の取り組み

約束手形の**2026年**の利用廃止に向けて取り組む。**支払側としてだけでなく受取側としても、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、電子的決算手段等、手形の代替手段が取れるよう検討を行う。約束手形の利用**

廃止に向けて取り組む過程で、取引先に対して一方的なコストダウンの要求等を行わない。

②業種をまたいだ課題に関するサプライチェーン全体での取り組み

支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。手形等を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らすよう努める。

③長期にわたる取引における前払い比率・期中払い比率の向上

建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。

### 3. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

## [参考]

### 振興基準の主な改正内容 (新規及び従前からの規定の整理・明確化等)

#### 1) 価格交渉・価格転嫁

- ①毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと。
- ②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議を行うこと。
- ③下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること。

#### 2) 支払方法・約束手形

- ①下代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと。
- ②2026年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、また現金払いを行うこと。

#### 3) パートナーシップ構築宣言

- ①パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること、等。

なお、**1)の①～③**は規範性が高く、個別事案の問題性の大きさ等を踏まえ、場合によって下請中小企業振興法上の指導・助言の対象となる得る規定。

**2)の②及び3)の①**は全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)。

**2)の①**は下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」)で既に規制されており、下請法の適用対象取引(下請法で定義されている親事業者・下請事業者間の取引)においては、振興基準に規定しなくても当然に下請法で規律されている行為の確認規定となる。下請法適用対象外の取引(下請法で定義されている親事業者・下請事業者から外れる事業者間の取引)においては、1)と同様の位置づけ。